

令和4年度京田辺市連携型新製品等開発補助対象事業 公募案内

令和4年9月21日
京田辺市産業振興課

京田辺市では、各企業のみなさまが自社の強みを活かした企業間連携を応援することを目的に、市内の複数の企業のみなさまが連携して取り組む地域資源等を活用した新製品、新技術を開発する事業の公募を行い、優秀事業に補助金を交付します。

1 補助対象者

中小企業基本法に規定する中小企業者で次の(1)～(4)全てに該当する者

- (1) 法人は市内に事業所を有する者。個人は市内に住所及び事業所を有する者
- (2) 市内で引き続き1年以上事業を営んでいる者(D-egg入居企業を除く)
- (3) 市税の滞納のない者
- (4) 3者以上の事業者が連携し、前3号の全てに該当する者が2/3以上を占めるグループの代表者

2 補助事業及び補助対象経費

下記の事業で公募受付期間中に応募があったもので、審査の結果補助対象と決定された事業

テーマ①：地域産業の特色を活かした工業製品・新規技術

テーマ②：地域の食材を使用した加工食品・加工技術

補助対象経費	適用範囲
原材料費	試作品製作に必要な原材料費
設備等借入費	機械装置等のリース料又はレンタル料として支払われる経費。ただし、借用期間が事業期間を超える場合は、補助事業期間分に相当する額とする。
委託費	業務の外部委託に要する経費
広告宣伝費	パンフレット、カタログ、名刺、ダイレクトメール、販促品等の作成に要する経費
会場借上費	会場使用料
旅費	公共交通機関利用運賃及び宿泊費
謝金	専門家から診断及び指導を受けた場合に謝礼として支払われる経費

3 補助率

補助対象経費の1/2以内(上限80万円)

4 公募受付期間

令和4年9月21日～令和4年10月20日

5 審査項目

下記の5つの項目で総合的に審査します。

- ①連携度、②テーマ性、③事業内容、④開発製品・技術の新規性、⑤開発製品・技術の優位性

6 公募開始から事業実施までの流れ

応募内容を審査のうえ、優秀事業として認定されたものが補助対象事業となります。
なお、審査結果は公募締切後2週間程度を目途に文書にて通知します。

公募開始 → 応募 → 公募締切 → 事業計画等の審査 → 審査結果通知
(優秀事業に認定) → 補助金交付申請 → 交付決定通知 → 事業着手

7 提出書類

提出書類 (公募時)
①応募申込書 ②事業計画書 ③収支予算書 ④事業内容が分かる書類 ※新製品の企画書、イメージ図等
提出書類 (申請時)
①交付申請書 (様式第1号) ②事業計画書 ③収支予算書 ④市内で1年以上事業を実施していることがわかる書類 (個人事業者のみ) ※確定申告書の写し等 ⑤住民票 (個人事業者のみ) ⑥賃貸借契約書 (D-egg 入居企業のみ) ⑦市税の納税証明書 ⑧企業間連携による開発であることを証する書類 ※契約書、覚書等
提出書類 (実績報告時)
①実績報告書 (様式第6号) ②事業報告書 ③収支決算書 ④補助対象経費について、支払いを証明できるもの (領収書・振込通知など) ⑤事業結果が分かる書類 ※完成した新製品・新技術の内容が確認できるもの (写真・書類等) など

注1) 申請書類は、事業開始前に提出してください。

注2) 事業完了後は速やかに実績報告を行ってください。

注3) 事業内容に変更が生じた場合は変更承認申請書 (様式第4号) の提出が必要になります。

8 問い合わせ先

〒610-0393 京田辺市田辺 80 京田辺市経済環境部産業振興課

電話:0774-64-1364 HPはこちら 検索 